

(介護予防) 訪問看護ステーション和顔運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人真盛園が開設する社会福祉法人真盛園訪問看護ステーション和顔事業所（以下「事業者」という。）が行う指定（介護予防）訪問看護事業（以下「事業」という。）の適性な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、かかりつけ医師が訪問看護の必要を認めた要介護者及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な（介護予防）訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、要介護者及び要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 社会福祉法人真盛園 訪問看護ステーション和顔
- 2 所在地 大津市坂本五丁目13-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師1名兼務
管理者は、事業所の職員の管理及び（介護予防）訪問看護の利用申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに法令等の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- 2 保健師・看護師・准看護師等 3名以上
看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業及び営業時間等は、つぎのとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の休日、12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 褥瘡の予防・処置
5. ターミナルケア
6. 認知症患者の看護
7. 療養生活や介護方法の指導
8. カテーテル等の管理
9. その他、医師の指示による医療費処置

(介護予防訪問介護の内容)

第6条 疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の支援や診療の補助を行うこととする。

(利用料等)

第7条 指定(介護予防)訪問看護サービスの提供を受けた利用者が負担すべき利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅サービス事業者を支払われる額を控除したものとする。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は、全額利用者負担となる。その場合、法定代理受領以外の費用は、厚生労働大臣が定めた額とする。

- 2 やむを得ない事情で、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金とする。
- 3 通常の事業の実施地域を越えて行う指定(介護予防)訪問看護事業に要した交通費は、越えた地点から別途実費を徴収することとする。
(1kmあたり20円とする。)

4 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対し事前に説明したうえで同意を受けることとする。

5 その他の費用

(1) キャンセル料金 利用予定の12時間前に連絡がなかった場合、当該基本料金の70%の額

(2) 死後の処置料金 5000円を徴収する。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、大津市真野・堅田・仰木・仰木の里・仰木の里東・雄琴・日吉台・坂本・下阪本・唐崎・滋賀・比叡平・長等学区とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等が、訪問看護を実施中に、利用者の病状が急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて応急処理を行うとともに、速やかに主治医に報告し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告をしなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害等の発生の際に他の社会福祉施設との連携・協力を図り相互にその事業を継続することができるよう努めなければならない。

(苦情処理)

第11条 管理者は、提供した訪問看護に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、また解決にむけて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、関係市町村、居宅介護事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(事業所運営の指針)

第13条 事業所を運営する法人の役員、管理者及び職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項においも同じ。）であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(利用者の人権の擁護、虐待防止)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理)

第15条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業

務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第17条 事業所は、職員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施するものとする。
- （2）その後の研修は必要に応じて随時実施する。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人真盛園と事業所との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

（第10条（非常災害対策）第13条（事業所運営の指針）及び第14条（利用者の人権の擁護、虐待防止）を追加）

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(第3条2 所在地を変更)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(第4条1追加、第14条変更、第15条新設、第16条新設、
第17条変更・新設)